

令和6年4月1日

## 牧落自治会連合会 会則

### 第一章： 総 則

(総則及び名称)

第1条 この会は、箕面市牧落地域の各地区自治会を以って組織し、その会則（以下「本会則」）を定める。

2.この会の名称は牧落自治会連合会（以下「連合会」）とする。

(事務所)

第2条 連合会の事務所は、牧落自治会館（箕面市牧落2丁目12-27）に置く。

### 第二章： 目的及び活動

(目 的)

第3条 連合会は、地域の住民との友好を深め、会員相互の親睦を旨として緊密な連携のもとに地域の連帯を図り、幸福にして住みよい街づくりを目指して人権尊重の輪を広め、明るい郷土を実現し、地域の発展に寄与することを目的とする。

(活 動)

第4条 連合会は、前条の目的を達成するために、つぎの活動を行う。

- (1) 各地区自治会会員の安心・安全に関する活動
- (2) 各地区自治会会員相互の親睦を図る活動
- (3) 各地区自治会会員の保健・衛生に関する活動
- (4) 地域の諸団体との連携を密にし、その活動に協力する活動
- (5) その他、目的達成のために必要な活動

### 第三章： 組織及び運営

(組 織)

第5条 連合会は、箕面市牧落1・2・5丁目地区及び百楽荘地区の一部に居住して連合会の趣旨・目的に賛同する住民（以下「会員」）で構成する。

2.各地区自治会及び区割はつぎのとおりとする。

- ①第1自治会：牧落1丁目地区
- ②第2自治会：牧落2丁目地区及び牧落1丁目地区並びに百楽荘地区の一部
- ③第4自治会：牧落2丁目地区（第2自治会地区以外）及び牧落5丁目地区並びに百楽荘地区の一部
- ④第5自治会：牧落5丁目地区（第4自治会地区以外）

3.各地区自治会は、前項に定める地区内に事業所・事務所等を有し、連合会の趣旨・目的に賛同する企業・店舗・任意団体を賛助会員とすることができる。ただし、賛助会員は第8条の総会における議決権を行使できないものとする。

(退 会)

第6条 各地区自治会・各地区自治会会員・賛助会員に第3条の目的に相応しくない行為・言動等があれば、連合会は第8条の総会の決議を以って当該者を退会させる場合がある。

2.会員に逝去・地区外への転居があった場合、賛助会員に解散・閉店・地区外への移転があった場合、当該会員は自動的に退会したものと看做す。

(運営機関)

第7条 連合会につきの運営機関を置く。

- (1) 総 会
- (2) 評議委員会
- (3) 役員会
- (4) 防災委員会

(総 会)

第8条 総会は、第5条の各地区自治会に所属する会員で構成され、連合会長（以下「会長」）が年1回以上招集して開催し、必要に応じて臨時に開催することができる。

2.総会の議長は、役員会で指名し、総会で承認する。

3.各地区自治会は、当該地区の総会を本条に定める総会に委ねることができる。

4.総会は、つぎの事項の決議・承認を行う。

- (1) 連合会の活動報告及び会計決算に関すること
- (2) 連合会の活動計画及び会計予算に関すること
- (3) 選出された役員に関すること
- (4) 本会則の改訂・廃止等に関すること

(5) その他、連合会の活動・運営等に関する必要なこと

5.総会は、全会員の3分の2以上の出席（委任状を含む）を以って成立し、各議案は出席会員（委任状を含む）の過半数を以って決議される。

なお、賛否が同数の場合は議長が決定する。

#### (評議委員会)

第9条 評議委員会は、各地区自治会の連携を密にし、各種の活動を円滑に推進するために設置する。

2.評議委員会は、会長及び各地区自治会の会長・副会長・評議委員で構成する。

3.評議委員は、各地区自治会において班分けされた各班長がその任にあたる。

4.評議委員会は、会長が議長として年2回以上開催する他、必要に応じて臨時に開催し、つぎの事項を協議する。

(1) 総会に関すること

(2) 会長の選出に関すること

(3) 各地区自治会の会長・副会長・評議委員の推薦に関すること

(4) 連合会の活動計画及び報告・予算・決算に関すること

(5) その他、必要なこと

5.評議委員会は、全評議委員の過半数の出席（委任状を含む）を以って成立し、各議案は出席評議委員（委任状を含む）の過半数の賛成を以って決議される。

なお、賛否が同数の場合は議長が決定する。

#### (臨時会議)

第10条 臨時総会は全会員の、臨時評議委員会は全評議委員の各4分の1以上の要請がある場合に会長が招集して開催しなければならない。

#### (役員会)

第11条 役員会は、総会及びまたは評議委員会への付議事項並びに実行に関する事項を協議するために設置する。

2.役員会は、原則として、会長及び各地区自治会の会長・副会長で構成する。

3.役員会は、第1項の付議事項並びに実行に関する事項に応じて、各地区自治会の会長・副会長以外の者に役員会への参画を要請することができる。

4.役員会は、会長が必要に応じて招集して開催する。

(防災委員会)

第 12 条 第 7 条の防災委員会はつぎの二組織で構成する。

- (1) 防災委員長
  - (2) 事務局
- その他は別途定める

#### 第四章： 役員及び任務

(各地区自治会の会長の選出・決定)

第 13 条 「自治会の運営は所属する会員全てがその労を担う」との原則に基づき、候補者の選出は所属する会員全てを対象とする。

- 2.各地区自治会の当年度の会長・副会長及び必要に応じて前年度までの当該地区自治会の会長・副会長経験者により各地区ごとに次年度の自治会長選出委員会を組織する。
- 3.各地区自治会の会長は、前項の自治会長選出委員会が選出する次年度会長候補者を総会において報告することにより決定する。  
自治会長選出委員会が次年度会長候補を選出した場合、速やかに各地区自治会の会員に報告し、周知する。
- 4.各地区自治会で前項の適用が困難な場合は、当該自治会の全ての会員を対象とする「輪番制」を採用するものとし、その方法等は当該自治会に委ねる。  
なお、輪番制により選出された会員は自動的に当該自治会の会長に就任するものとし、当該自治会の当年度の会長が会員に報告し、周知する。
- 5.各地区自治会の会長は、第 19 条に定める連合会の役員を兼務する。
- 6.各地区自治会の会長には定年制を採用し、原則満 75 歳以上は免除する。  
ただし、意欲があり活動が可能な場合は就任を妨げない。

(各地区自治会の副会長の選出)

第 14 条 各地区自治会の副会長は、各地区自治会の会長の推薦または各地区自治会の評議委員の互選により選出する。

(評議委員の選出)

第 15 条 各地区自治会の評議委員は、各地区自治会の各班から 1 名選出する。

- 2.各地区自治会の評議委員は、連合会の評議委員を兼務する。

(選出期限)

第 16 条 各地区自治会の会長及び評議委員の選出は、原則として新年度開始までに終了するものとする。

(役員を選出)

第 17 条 会長は、原則として各地区自治会の会長の互選により選出する。  
2. 連合会の書記・会計・総務及び牧落自治会館管理運営委員長（以下「館長」）は、役員会が各地区自治会の会長の中から選出する。

(会計監査)

第 18 条 会計監査は、前年度までの会長または各地区自治会の会長経験者の中から当年度の会長が委嘱する。  
2. 会計監査は、連合会の会計業務の監査及び総会への報告を任務とする。

(役員の仕事)

第 19 条 第 13 条の各地区自治会の会長の連合会における仕事はつぎのとおりとする。  
① 会 長 1 名 連合会の代表  
② 書 記 1 名 連合会の記録・諸資料の作成及び保管  
③ 会 計 1 名 連合会の会計業務  
④ 総 務・館長 1 名  
(総務) 諸機関・施設向けの事務及び必要備品の整備  
(館長) 連合会事務所(牧落自治会館)の管理総括  
2 書記・会計及び総務は、牧落自治会館管理運営委員会の同役員を兼務する。

(役員の仕事)

第 20 条 前条の役員の仕事は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。  
2. 役員の仕事に因り途中で就任した新役員の仕事は前任者の残存期間とする。

## 第五章： 会 計

(経 費)

第 21 条 連合会の諸経費は、自治会費・賛助金・補助金・寄付金・その他を以って支弁する。

(自治会費)

第 22 条 各地区自治会は、会員一世帯につき年額 2,000 円を年一括払い或いは前期（4 月～9 月）と後期（10 月～翌年 3 月）の年 2 回分割払いにより、各地区の評議委員（班長）を通じて徴収する。

(賛助金)

第 23 条 各地区自治会は、第 5 条第 3 項の各賛助会員につき、一口当たり年額 5,000 円を徴収する。

(公 費)

第 24 条 連合会は、会長及び他役員がその任務遂行上支払う費用の実費を負担する。

(弔慰金)

第 25 条 連合会は、一会員または同居親族の弔慰につき香儀 5,000 円を供する。

(会計年度)

第 26 条 連合会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終了する。

【付 則】 1. 本会則は、平成元年 4 月 1 日の自治会会則廃止に代わり、同年同月同日で施行され、以降つぎのとおり計 10 回に亘って改訂・施行された。

- ① 平成 6 年 4 月 1 日改訂・施行
- ② 平成 8 年 3 月 29 日一部改訂
- ③ 平成 15 年 4 月 1 日一部改訂
- ④ 平成 21 年 3 月 20 日一部改訂
- ⑤ 平成 25 年 4 月 1 日一部改訂
- ⑥ 平成 27 年 4 月 1 日一部改訂
- ⑦ 平成 28 年 4 月 1 日一部改訂
- ⑧ 平成 29 年 4 月 1 日一部改訂
- ⑨ 平成 31 年 4 月 1 日一部改訂
- ⑩ 令和 6 年 4 月 1 日一部改訂

2. 本会則（一部改訂）は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。

3. 本会則の他、必要に応じて細則（自治会長の職務、他）を設ける。